

地方創生ハッカソン –熊本県の海外への魅力発信–

参加同意書

私は、熊本県・株式会社 NTT ドコモ（以下「主催者」といいます）が運営する下記イベント（以下「本イベント」といいます）への参加にあたり、本イベントの参加者として、以下の事項について同意いたします。

.....

イベント名：地方創生ハッカソン –熊本県の海外への魅力発信–

開催日時：2019年1月19日（土）、2019年1月20日（日）

開催場所：IoTスクウェア熊本（NTT西日本熊本支店 1F）

〒860-0805 熊本県熊本市中央区桜町3-1

【目的】

第1条 本イベントは、参加者が多様な視点や知識を持ち寄って共にアイデアを創出し、自らの技術等を提供し合い、実装することにより、イノベーションを創出することを目的としています。

【成果物】

第2条 本イベントにおいて参加者が作成した文章、スケッチ、図、3D データ、CG データ、写真、音声、動画、ソフトウェア、プロトタイプングしたハードウェアその他一切の成果物（以下「成果物」といいます）に関する著作権（著作権法第 27 条および第 28 条の権利その他の権利を含みます）、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の知的財産権（それらの権利を取得し、またはそれらの権利につき登録等を出願する権利も含むものとし、以下「知的財産権」といいます）その他一切の権利は、作成した参加者自身に帰属します。また、チームでの成果物については、参加者間で権利の帰属について整理することとします。

【アイデア】

第3条 本イベントにおいて参加者が提供したアイデア（コンセプトおよびノウハウ等を含みます）は、そのアイデアを提供した参加者から次条に定める申出及び参加者による権利化がなされないかぎり、人類の共有財産（パブリックドメイン）として、他の参加者を含めた第三者が、無償で自由に利用することができます。ただし、既存のアイデアについては本条の対象外とします。

【公開】

第4条 主催者、本イベントを共催、協力した者、ゲスト及び講師（以下「主催者等」といいます）は、成果物を、広告宣伝または研究目的のために、ウェブサイト（SNS を含

む) やチラシ、パンフレット等の宣伝販促物に掲載する等、公開することができます。また、熊本県は、本イベントにおいて提供されたアイデアを「熊本県 I o T 推進ラボ」事業化補助事業において公開し、同アイデアを事業化する事業者を公募することができます。ただし、本イベント終了時から 7 日以内に、参加者もしくは熊本県から、成果物に関する情報を公開しないよう申出があった場合には、主催者等は成果物の公開を延伸する等、参加者の権利化のために適切な措置を講じるよう努めるものとしします。

【参加者の秘密情報】

第 5 条 参加者は、前 3 条に定める本イベントにおけるアイデアおよび成果物の取扱いを十分に理解したうえで、秘匿しておきたい秘密情報を本イベントにおいて提供しないようご留意ください。

【主催者側の秘密情報】

第 6 条 本イベントにおいて主催者等が参加者に対し、秘密情報を提供した場合、参加者はその秘密情報の取扱いに関し、主催者等の指示に従わなければならないものとしします。

【権利侵害の禁止】

第 7 条 参加者は、本イベントにおける制作活動に関し、法令および公序良俗に違反せず、また、第三者の知的財産権その他一切の権利を侵害してはならないものとしします。

【規則・指示等の遵守】

第 8 条 参加者は、本イベントが行われる施設（以下「本施設」といいます）の設備、機械、装置、工具等の利用その他の本施設の利用について、本施設の管理者および主催者の規則・指示等にしたがってください。

【保証】

第 9 条 参加者は、本イベントにおける制作活動の結果、制作活動の対象となる製品の製造会社、販売会社、その他製品保証を受けている会社の保証対象外となる可能性があることを十分に理解しているものとしします。

【免責】

第 10 条 本イベントに参加中の事故により参加者が生命身体もしくは財産上の損害を被った場合、その損害は参加者自身が負担し、主催者に何ら請求してはなりません。ただし、主催者にその損害の発生について故意または重過失が存在する場合はこのかぎりではありません。

【機材等の損傷】

第 11 条 参加者が、故意または過失により本施設内の設備、機械、装置、工具等に損傷を与えた場合、その修理・取替費用等を負担していただく場合があります。

【責任】

第 12 条 参加者が以上の各項の定め違反し、主催者または第三者に対し損害を与えた場合は、自らの責任と負担によりこれを解決し、主催者に対し、損害の賠償等を請求することはできません。